

令和 2 年第 9 回

栄町農業委員会総会議事録

栄町農業委員会

1 開催日時 令和2年9月3日(木) 午後3時00分から午後3時30分

2 開催場所 栄町役場庁舎5階大会議室

3 出席委員(8名)

会 長	8番	大野 久男
会長職務代理者	7番	朝倉 友子
委 員	1番	芝野 茂
	2番	長谷川 貴子
	3番	杉田 裕
	4番	小川 博
	5番	岩井 秀喜
	6番	鈴木 薫

4 欠席委員(なし)

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議事

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画(案)に対する意見について

報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について

報告第2号 農地法第5条許可に伴う工事完了報告について

そ の 他

6 出席職員

農業委員会事務局長 湯浅 実

農業委員会事務局次長 小川 浩昭

農業委員会事務局主査 青木 秀直

7 出席農地利用最適化推進委員(5名)

伊藤 保 浅倉 忠邦 中島 義晴 大塚 健男 竹本 昌男

---

◎開会

午後3時00分開会

○事務局長（湯浅実）

はじめさせていただきます。起立、礼。

○議長（大野久男）

ただ今より、令和2年第9回栄町農業委員会総会を開会します。本日は委員8名中8名出席ですので、農業委員会等に関する法律第27条第3項により、総会は成立しております。

---

◎議事録署名委員の指名

○議長（大野久男）

議事日程第1の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいて異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（大野久男）

それでは、1番 芝野茂委員、2番 長谷川貴子委員にお願いします。

---

◎会議書記の指名

○議長（大野久男）

議事日程第2の会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の小川氏と青木氏を指名します。

---

○議長（大野久男）

それでは議事に入ります。

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、を議題とし、整理番号1について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（湯浅実）

それでは、1ページ 議案第1号整理番号1についてご説明させていただきます。

場所については、2ページをご覧ください。

農地の所在は、安食字木塚、地目は登記簿・現況共に畑、面積は584㎡です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

本件は、農地の転用を伴う所有権の移転を目的として、農地法第5条の許可を申請したもので、申請事由は譲受人が自己用の専用住宅を建設するものでございます。譲受人は現在、夫と子1人の3人でアパート暮らしをしていますが、手狭となることから、将来を見据えて町内に住宅を建設したいと考えていました。譲渡人の了承を得られることができ、近くには小学校やスーパー等もあり、とても住環境が良い所であるので、自己用の専用住宅用地として申請したものです。

申請地の立地基準上の区分ですが、申請地は農業振興地域内の農用地区域外で、市街地化が見込まれる区域内にある農地であることから、第2種農地と判断され、許可が可能となり得る農地と判断したものでございます。

それでは、農地法第5条第2項各号の審査基準に適合するかどうか検討した結果をご説明いたします。

まず、同項第3号の申請目的実現の確実性ですが、当該事業を実施するために必要な資力については、融資が受けられる承認書により確認し、その他事業計画書等からも問題ないと思われます。

次に、同項第4号の周辺農地への支障ですが、事業用地は木塚集落の端にある農地になり農用地の分断を招く恐れは無いものと考えます。また、申請地は周辺の農地や道路とほぼ同じ高さになりますが、一部、東側と北側が低いことから、その部分に盛土を行い、隣接農地への土砂の流出がないようブロックを積み、雨水については敷地内に浸透させる計画となっており、周辺農地への支障はないと思われます。

次に、同項第5号及び同項第6号については一時転用ではないため該当いたしません。

最後に今回の申請は農地を採草放牧地に転用するものではないので、同項第7号には該当いたしません。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（大野久男）

続いて、現地調査を行っておりますので、その結果を報告願います。

○2番（長谷川貴子）

申請地は、木塚集落の端に位置した農地で、周辺の農地や道路とほぼ同じ高さになりますが、一部が低いことからその部分に盛土を行う予定で、隣接農地への土砂の流出がないようブロックを積み、雨水は敷地内に浸透させる計画となっているとのことなので、周辺農地への影響については、事務局から説明があったとおり、特に問題ないと思われます。

○議長（大野久男）

続いて、農地利用最適化推進委員の竹本さんから、ご発言がありましたら願います。

○農地利用最適化推進委員（竹本昌男）

特に問題ないと思われます。

○議長（大野久男）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（大野久男）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第1号整理番号1を原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（大野久男）

挙手全員、よって、議案第1号整理番号1については、許可相当の意見を付して進達することに決定しました。

---

○議長（大野久男）

次に、議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、を議題とし、整理番号1から整理番号7までは、農地中間管理事業の案件になりますので、一括して事務局の説明を求めます。

○事務局長（湯浅実）

それでは、3ページ 議案第2号整理番号1から整理番号7までについてご説明いたします。

場所につきましては、6ページから9ページまでをご覧ください。

整理番号1 農地の所在が請方字上請方、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は1,836㎡他12筆で、合計29,927㎡です。

続いて、整理番号2 農地の所在が請方字上請方、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は434㎡他2筆で、合計5,053㎡です。

続いて、整理番号3 農地の所在が安食字葭河原、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は4,143㎡です。

続いて、整理番号4 農地の所在が安食字長辺田、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は2,242㎡です。

続いて、整理番号5 農地の所在が酒直字浅間下埜、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は1,487㎡他2筆で、合計5,602㎡です。

続いて、整理番号6 農地の所在が酒直字落合埜、地目は登記簿・現況共に田で面積は661㎡です。

最後に、整理番号7 農地の所在が酒直字落合埜、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は2,333㎡です。

内容は、農地中間管理権の取得で、貸付人、借受人、経営面積は記載のとおりです。期間は、整理番号1から整理番号4までが令和2年9月23日から令和12年9月22日までの10年間で、整理番号5から整理番号7までが令和2年9月23日から令和22年9月22日までの20年間となっております。

本件と次の議案第3号につきましては、農地中間管理事業を活用した農地の利用集積になります。

農地中間管理事業は、農地を農地中間管理機構である「公益社団法人千葉県園芸協会」に一旦預け、その後担い手農家に貸し付けるというものです。

本件は、千葉県園芸協会が農業経営基盤強化促進法により7名の貸付人から農地を預かるため、農地の中間管理権を取得するものです。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（大野久男）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（大野久男）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第2号整理番号1を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（大野久男）

挙手全員、よって議案第2号整理番号1については、原案のとおり決定しました。

○議長（大野久男）

次に、議案第2号整理番号2を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（大野久男）

挙手全員、よって議案第2号整理番号2については、原案のとおり決定しました。

○議長（大野久男）

次に、議案第2号整理番号3を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（大野久男）

挙手全員、よって議案第2号整理番号3については、原案のとおり決定しました。

○議長（大野久男）

次に、議案第2号整理番号4を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（大野久男）

挙手全員、よって議案第2号整理番号4については、原案のとおり決定しました。

○議長（大野久男）

次に、議案第2号整理番号5を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（大野久男）

挙手全員、よって議案第2号整理番号5については、原案のとおり決定しました。

○議長（大野久男）

次に、議案第2号整理番号6を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（大野久男）

挙手全員、よって議案第2号整理番号6については、原案のとおり決定しました。

○議長（大野久男）

最後に、議案第2号整理番号7を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（大野久男）

挙手全員、よって議案第2号整理番号7については、原案のとおり決定しました。

---

○議長（大野久男）

次に、議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画（案）に対する意見について、を議題とし、整理番号1から整理番号5までについて、一括して事務局の説明を求めます。

○事務局長（湯浅実）

それでは、10ページ、議案第3号整理番号1から整理番号5までについて、ご説明いたします。

場所については、議案第2号と同じになりまして、6ページから9ページまでをご覧ください。

整理番号1 農地の所在が請方字上請方、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は1,836㎡他15筆で、合計34,980㎡です。

次に、整理番号2 農地の所在が安食字葭河原、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は4, 143㎡他1筆で、合計6, 385㎡です。

次に、整理番号3 農地の所在が酒直字浅間下埜、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は1, 487㎡他2筆で、合計5, 602㎡です。

次に、整理番号4 農地の所在が酒直字落合埜、地目は登記簿・現況共に田で面積は661㎡です。

最後に、整理番号5 農地の所在が酒直字落合埜、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は2, 333㎡です。

内容は賃貸借権の設定で、貸付人、借受人、転貸人、経営面積は記載のとおりです。10アール当たりの賃借料は、整理番号2が2俵で、それ以外は1.5俵になります。

期間は、整理番号1と2が令和2年9月23日から令和12年9月22日までの10年間で、整理番号3から整理番号5までが令和2年9月23日から令和22年9月22日までの20年間となっております。

この案件は、農地の中間管理権を取得する「公益社団法人 千葉県園芸協会」が、転貸人となり、貸し手と借り手の間に入り農用地の配分を行なうものです。

この5件の借受人については、認定農業者や地域の担い手農家であり、耕作等の状況、農機具の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて全部効率利用要件及び農作業常時従事要件は問題ないと思われまます。

補足として、整理番号2の借受人は、成田市の認定農業者になり、ご夫婦と母親の3名で水稻を栽培する農家になります。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（大野久男）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（大野久男）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第3号整理番号1について、町に対し、意見なしとして回答することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（大野久男）

挙手全員、よって議案第3号整理番号1については、農業委員会として意見がない旨回答することに決定しました。

○議長（大野久男）

次に、議案第3号整理番号2について、町に対し、意見なしとして回答することに賛成の方の挙手を求めます。



(賛成者挙手)

○議長（大野久男）

挙手全員、よって議案第3号整理番号2については、農業委員会として意見がない旨回答することに決定しました。

○議長（大野久男）

次に、議案第3号整理番号3について、町に対し、意見なしとして回答することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（大野久男）

挙手全員、よって議案第3号整理番号3については、農業委員会として意見がない旨回答することに決定しました。

○議長（大野久男）

次に、議案第3号整理番号4について、町に対し、意見なしとして回答することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（大野久男）

挙手全員、よって議案第3号整理番号4については、農業委員会として意見がない旨回答することに決定しました。

○議長（大野久男）

最後に、議案第3号整理番号5について、町に対し、意見なしとして回答することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（大野久男）

挙手全員、よって議案第3号整理番号5については、農業委員会として意見がない旨回答することに決定しました。

---

○議長（大野久男）

次に、報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（湯浅実）

それでは、14ページ、報告第1号についてご説明させていただきます。

場所は15ページをご覧ください。

譲渡人・譲受人は記載のとおりです。申請地は、安食字柚ノ木で、地目は登記簿・現況共に畑、面積は223㎡になります。転用目的は専用住宅、受理年月日は令和2年7月27日です。

本件は、市街化区域内の農地について、所有権移転を伴う専用住宅用地として農地転用届出があったため、届出書の受理決定の専決処分をしたものです。農地転用の届出書の提出があった場合、遅滞なく受理又は不受理の決定に係る専決処分をすることとされておりますので、届出書の記載事項および添付書類の確認、また現地を確認のうえ適正と判断できたため、受理を決定したものでございます。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（大野久男）

この案件は、報告だけで採決はしませんが、何か質問がありましたら挙手をお願いします。

（挙手なし）

○議長（大野久男）

発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

---

○議長（大野久男）

次に、報告第2号 農地法第5条許可に伴う工事完了報告について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（湯浅実）

それでは、16ページ、報告第2号について、ご説明させていただきます。

場所につきましては、17ページをご覧ください。

本件は、申請人より工事完了報告書の提出があり、栄町農業委員会事務局規定第6条第12号の規定により、令和2年7月28日に現地を確認し、その調査結果を県に報告したものです。

申請地は、北辺田字前原、地目は登記簿・現況共に畑、面積は949㎡です。転用目的は、農業用施設用地で米穀の乾燥施設になります。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（大野久男）

この案件は、報告だけで採決はしませんが、何か質問がありましたら挙手をお願いします。

（挙手なし）

○議長（大野久男）

発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

---

○議長（大野久男）

以上で本日の議案の審議はすべて終了しました。その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いします。

（挙手なし）

○議長（大野久男）

よろしいですか、それでは以上をもちまして令和2年第9回総会を閉会します。

○事務局長（湯浅実）

起立、礼。お疲れ様でした。

---

午後3時30分閉会